

筑西広域市町村圏事務組合議会の傍聴人の取締りに関する規則

昭和56年10月26日議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴人の取締りに関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 報道関係者席に入ることができる者は、議長の認める報道関係者に限る。

(傍聴人の届出)

第3条 議会の議事を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に自署しなければならない。

2 報道関係者で、議長から傍聴証の交付を受けた者は、前項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴人の制限)

第4条 傍聴人の定員は、20人とする。傍聴人がこの定員に達したときは、議長は、以後の傍聴人の傍聴を拒絶することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 心身に著しい障害があると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 凶器その他危害を加えるおそれのあるものを携帯する者
- (4) 旗、のぼり、プラカード、その他氣勢を示すおそれのあるものを所持する者

(議場入場の禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることにはできない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、外とう等を着用しないこと。
- (2) つえ、かさ等を携帯しないこと。
- (3) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (4) 私語し、又は談笑しないこと。
- (5) 議場の言論及び行為に対し、言語、拍手等をし、又は可否を表明しないこと。
- (6) 前各号に規定するほか、議場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。